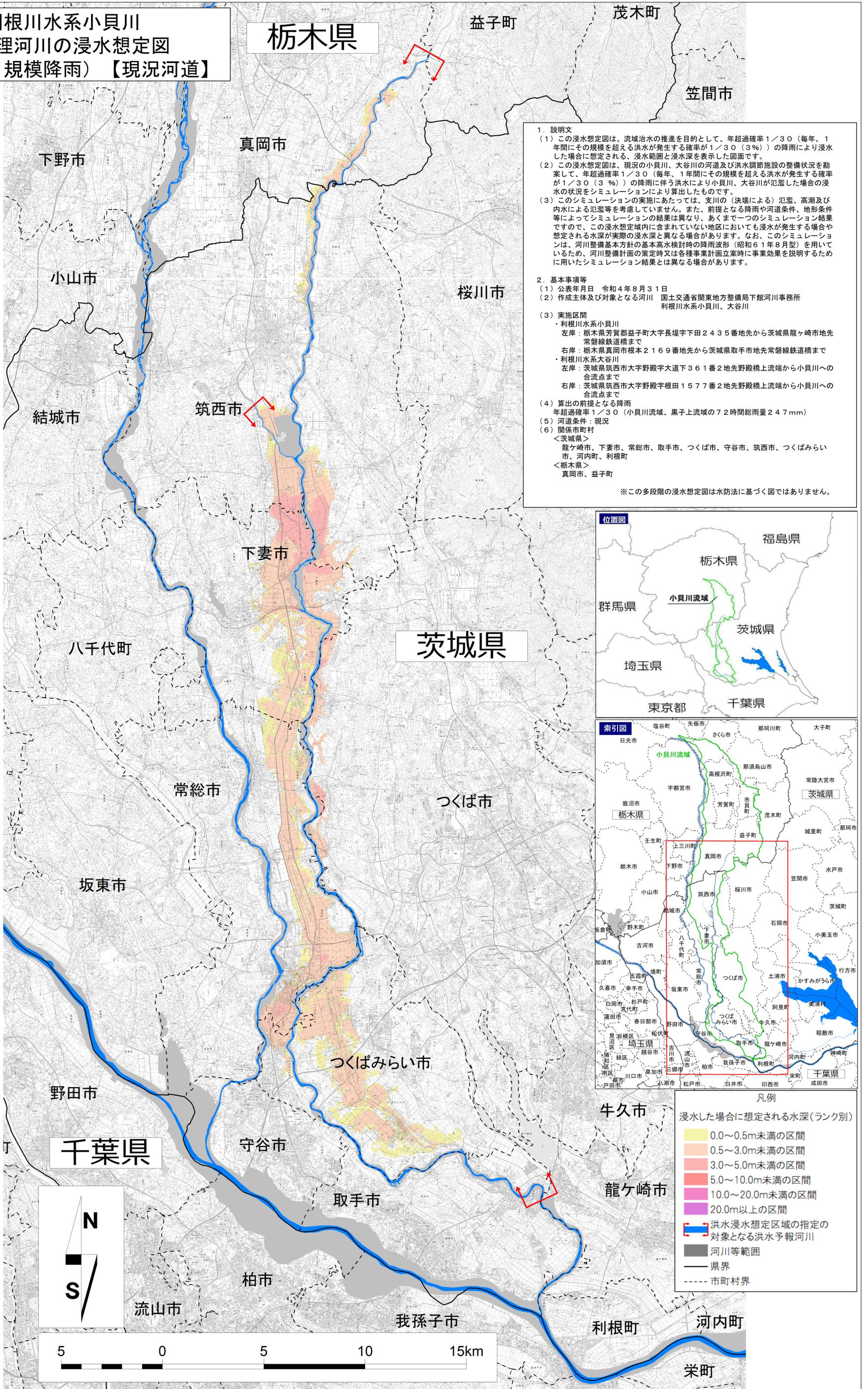


利根川水系小貝川  
国管理河川の浸水想定図  
(1/30規模降雨)【現況河道】



1. 説明文  
 (1) この浸水想定図は、流域治水の推進を目的として、年超過確率1/30(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3%))の降雨により浸水した場合に想定される、浸水範囲と浸水深を表示した図面です。  
 (2) この浸水想定図は、現況の小貝川、大谷川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/30(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3%))の降雨に伴う洪水により小貝川、大谷川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。  
 (3) このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果です。この浸水想定域に含まれていない地区においても浸水が発生する場合があります。この浸水想定域は、河川整備基本方針の基本高水検討時の降雨波形(昭和61年8月型)を用いているため、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

2. 基本事項等  
 (1) 公表年月日 令和4年8月31日  
 (2) 作成主体及び対象となる河川 国土交通省関東地方整備局下館河川事務所 利根川水系小貝川、大谷川

(3) 実施区間  
 ・利根川水系小貝川  
 左岸：栃木県芳賀郡益子町大字長堤下田2435番地先から茨城県龍ヶ崎市地先常磐線鉄道橋まで  
 右岸：栃木県真岡市根本2169番地先から茨城県取手市地先常磐線鉄道橋まで  
 ・利根川水系大谷川  
 左岸：茨城県筑西市大字野殿字大道下361番2地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで  
 右岸：茨城県筑西市大字野殿字根田1577番2地先野殿橋上流端から小貝川への合流点まで

(4) 算出の前提となる降雨  
 年超過確率1/30(小貝川流域、黒子上流域の72時間総雨量247mm)

(5) 河道条件：現況

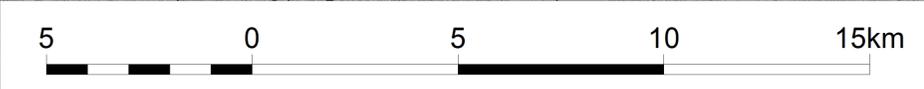
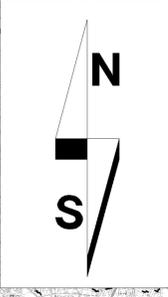
(6) 関係市町村  
 <茨城県>  
 龍ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、つくば市、守谷市、筑西市、つくばみらい市、河内町、利根町  
 <栃木県>  
 真岡市、益子町

※この多段階の浸水想定図は水防法に基づく図ではありません。



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffff00;"></span>	0.0~0.5m未満の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ffcc00;"></span>	0.5~3.0m未満の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff9900;"></span>	3.0~5.0m未満の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff6600;"></span>	5.0~10.0m未満の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff3300;"></span>	10.0~20.0m未満の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:#ff0000;"></span>	20.0m以上の区間
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; border:1px solid red;"></span>	洪水浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川
<span style="display:inline-block; width:15px; height:15px; background-color:gray;"></span>	河川等範囲
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px solid black;"></span>	県界
<span style="display:inline-block; width:15px; border-bottom:1px dashed black;"></span>	市町村界



※「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R3JHf591」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」